

3. PPP／PFI優先的検討の今後の取組方針

PPP／PFI優先的検討の今後の取組

- 人口20万人以上の未策定地方公共団体が速やかに策定するよう、内閣府担当者が訪問し、策定に係る説明会を開催する。
- 国及び人口20万人以上の地方公共団体等において実効ある優先的検討の的確な運用を図る。
- 人口20万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の策定や、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を支援するとともに、地域の実情や運用状況を踏まえた優先的検討規程の適用拡大を図る。

■平成29年度の予定

第44回PFI推進委員会(5月) ▼

第11回PFI推進会議／アクションプラン改定(6月) ▼

策定・運用のフォローアップ(9月) ▼

策定・運用のフォローアップ(3月) ▼

	平成29年度上半期	平成29年度下半期
規程の確実な策定に向けた取組	未策定団体への訪問 説明会開催	
的確な運用への取組	運用上の課題の抽出	運用状況の フォローアップ 優良事例の横展開等 必要な施策の検討
適用拡大に向けた取組	人口20万人未満における優先的検討運用 支援の実施⇒策定及び運用上の課題を抽出	適用拡大に向けた検討

検討部会

(10月頃～適宜開催予定)

優先的検討規程の確実な策定に向けた取組

- 優先的検討規程を策定済の人口20万人以上の地方公共団体は、平成28年度末時点で122団体(67.4%)であり、まだ59団体が策定していない。
- 平成28年度末のフォローアップでは、平成28年度末までに策定できなかった理由として、「庁内の関係部局間の調整に時間を要している」、「規程の策定にあわせPFI実施方針等を策定することとしており時間を要している」、「首長が変わり一度手続きがストップした」等の回答があった。
- フォローアップの結果では、人口20万人以上の地方公共団体の137団体(75.7%)が平成29年6月まで、145団体(80.1%)が9月まで、166団体(91.7%)が平成29年度中に策定完了予定と回答している。
- 内閣府としては、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、担当者が未策定団体を訪問するとともに、策定に係る説明会を開催予定。

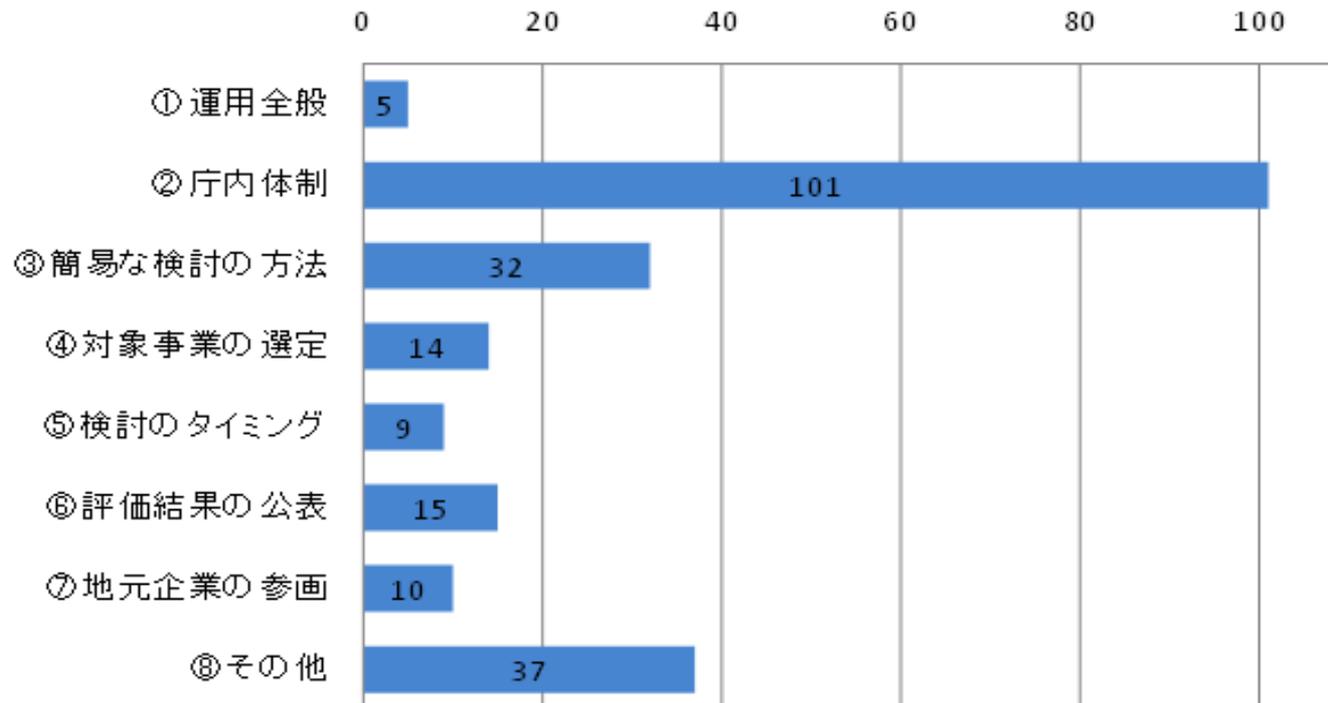
策定主体		団体数	平成29年3月時点 策定済		平成29年6月時点 策定済(予定)		平成29年9月時点 策定済(予定)		平成30年3月時点 策定済(予定)	
国		13	9	69.2%	11	84.6%	13	100.0%	13	100.0%
地方 公 共 団 体	都道府県	47	34	72.3%	37	78.7%	38	80.9%	44	93.6%
	政令市	20	18	90.0%	18	90.0%	20	100.0%	20	100.0%
	人口20万人以上の市区	114	70	61.4%	82	71.9%	87	76.3%	102	89.5%
	小計	181	122	67.4%	137	75.7%	145	80.1%	166	91.7%
	(参考)人口20万人未満の市区町村	1,607	24	1.5%	27	1.7%	30	1.9%	60	3.7%
	合計	1,788	146	8.2%	164	9.2%	175	9.8%	226	12.6%

優先的検討規程の的確な運用への取組

- 今後優先的検討規程を運用していくにあたっての課題として、「庁内体制」、「簡易な検討の方法」、「評価結果の公表」といった回答が多かった。
- 的確な運用を図るために、平成29年度上半期の運用状況をフォローアップし、必要な施策を検討するとともに、優良事例の横展開を行う。

今後優先的検討規程を運用していくにあたっての課題

n=187



優先的検討規程の適用拡大に向けた取組①

1. 優先的検討部会におけるこれまでの議論(意見まとめ)

- できるだけ早い段階で、適用拡大にあたっては、人口20万人という要件の緩和、もしくは撤廃の方向性が構成員の総意
- 事業費総額10億円未満の事業についても、PPP/PFIが効果的な事業については積極的に推進すべき
- 効果的にPPP/PFIを推進するためにも、PPP/PFIに係る事務量の増加や人材育成の面にも配慮しつつ、意識の变革が必要
- PPP/PFIの推進意欲の高い地方公共団体(20万人未満含む)の取組を加速すべき

2. 地方公共団体へのアンケート結果から導き出された傾向

- 今後10年間で、優先的検討指針記載の対象事業(事業費総額10億円以上)について、人口20万人未満の地方公共団体においても存在
- 規程策定のメリットとして、「PPP/PFIへの理解が高まった」、「PPP/PFI推進の庁内体制の構築ができた」等の回答があった
- 規程の策定過程に当たっての事務負担として、作業量30人日、検討人数2人、検討期間6か月との回答が最も多く、関係者との調整では議会の議決を得る上で時間を要したとの回答が多かった
- 規程を策定しない理由としては、「検討する庁内体制が整っていない」、「規程を策定及び運用する上での人員が十分ではない」との回答が多かった
- PPP/PFI実施を実施する必要性を感じている地方公共団体は多く、人口20万人未満の地方公共団体においても相当数存在
- PPP/PFIを実施した人口20万人未満の地方公共団体の78.0%が成果を認識

優先的検討規程の適用拡大に向けた取組②

3. 適用拡大に向けた基本的方向性

- 規程策定のメリットや対象事業も存在していることから、適用の拡大を行う方向で検討を行う
- 拡大にあたっては以下への考慮が必要
 - ①策定済の地方公共団体での運用状況
 - ②実施にあたっての事務負担、取組意欲等

4. 適用拡大に向けた具体的取組

- 人口20万人未満の地方公共団体に対する優先的検討規程運用支援事業の実施
- 策定及び運用上の課題の抽出と対応策の検討
- 策定済の地方公共団体での策定を通じた優良事例の調査
- 策定済の地方公共団体での策定の際の工夫点の横展開

支援目的

人口20万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の策定と対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を支援

支援概要

■ 支援対象

優先的検討を実施する具体の事業がある人口20万人未満の地方公共団体

■ 支援概要

コンサルタントを地方公共団体に派遣し、助言や資料提供等により、優先的検討規程の策定と対象事業に関する運用の初期段階を支援

○ 優先的検討規程の策定

- ・地方公共団体の特性に応じた規程案の作成

○ 規程の内容等について庁内へ周知

- ・庁内の理解促進のための横断的な勉強会の開催

○ 具体事業における優先的検討の実施、運用方法の構築

- ・実施を検討している事業について、先行事例を収集
- ・規程策定部局と事業実施部局の連携のもと、優先的検討(簡易な検討)を実施
- ・運用上の課題となる内容について、規程とは別に、運用のポイントを解説する「実務指針(解説書)」を作成

■ 昨年度の支援実績

小金井市(東京都)

上越市(新潟県)

福井市(福井県)

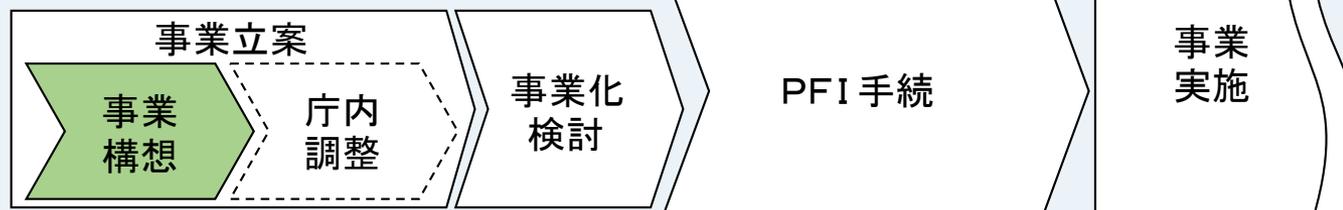
松本市(長野県)

富士市(静岡県)



庁内勉強会の様子

事業の段階

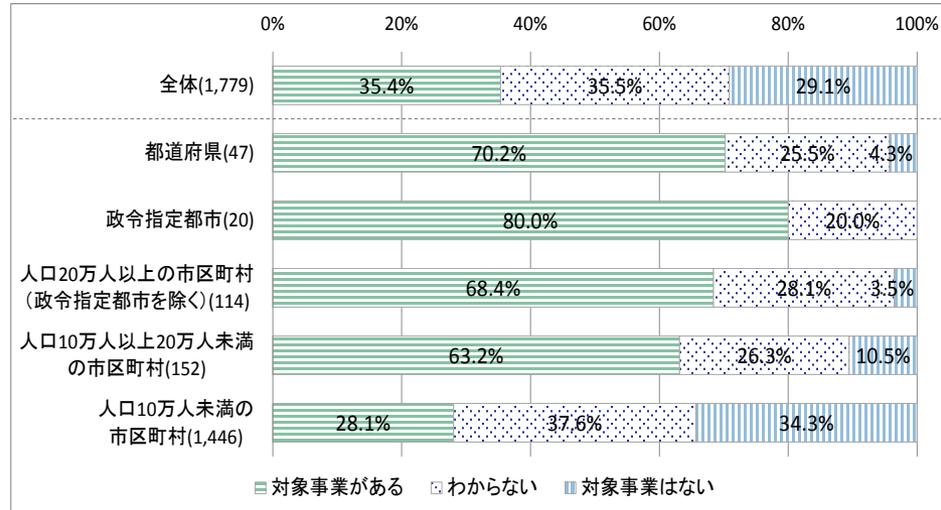


(参考)地方公共団体へのアンケート結果①

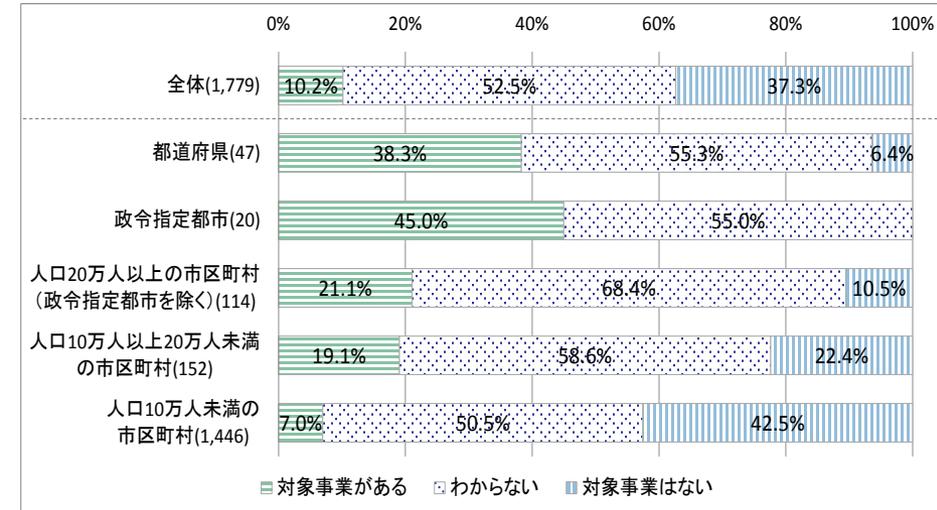
※前回(平成28年度中間フォローアップ)アンケート結果

平成28～37年度に実施が予定される公共施設等の整備事業について

○事業費の総額が10億円以上の公共施設等の整備事業



○運営費が1億円/年以上の公共施設等の整備事業



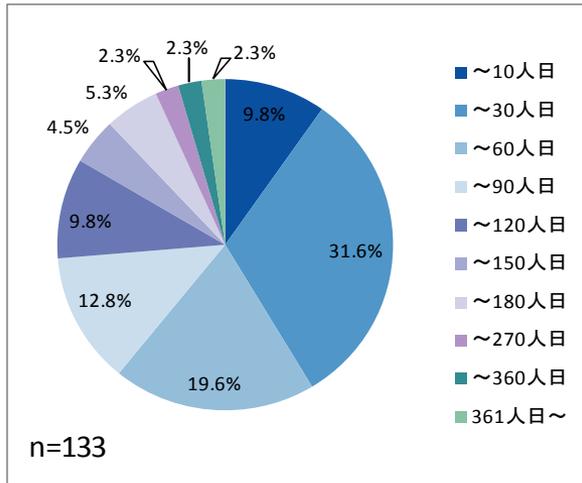
※10億円と1億円は指針で示されている優先的検討を実施する事業費の目安となる金額基準

○人口20万人未満の地方公共団体においても事業費基準を超える対象事業があることが確認された。

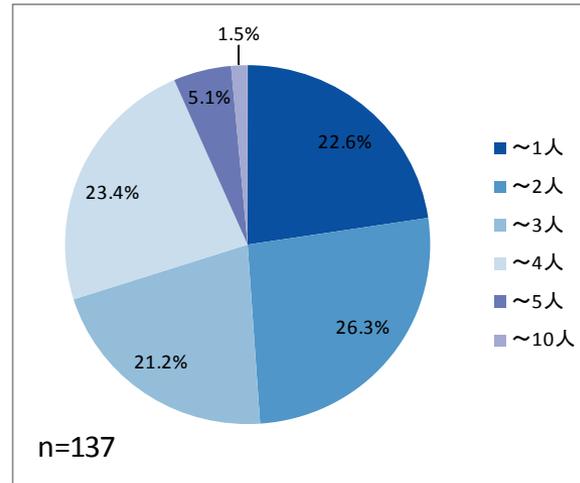
(参考)地方公共団体へのアンケート結果②

優先的検討規程を策定する上での事務負担量について(1)

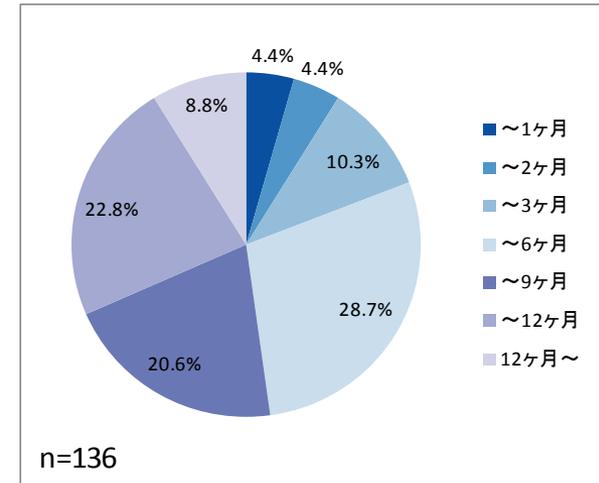
○策定に要した作業量



○策定部署における検討人員の人数



○策定完了迄に要した期間

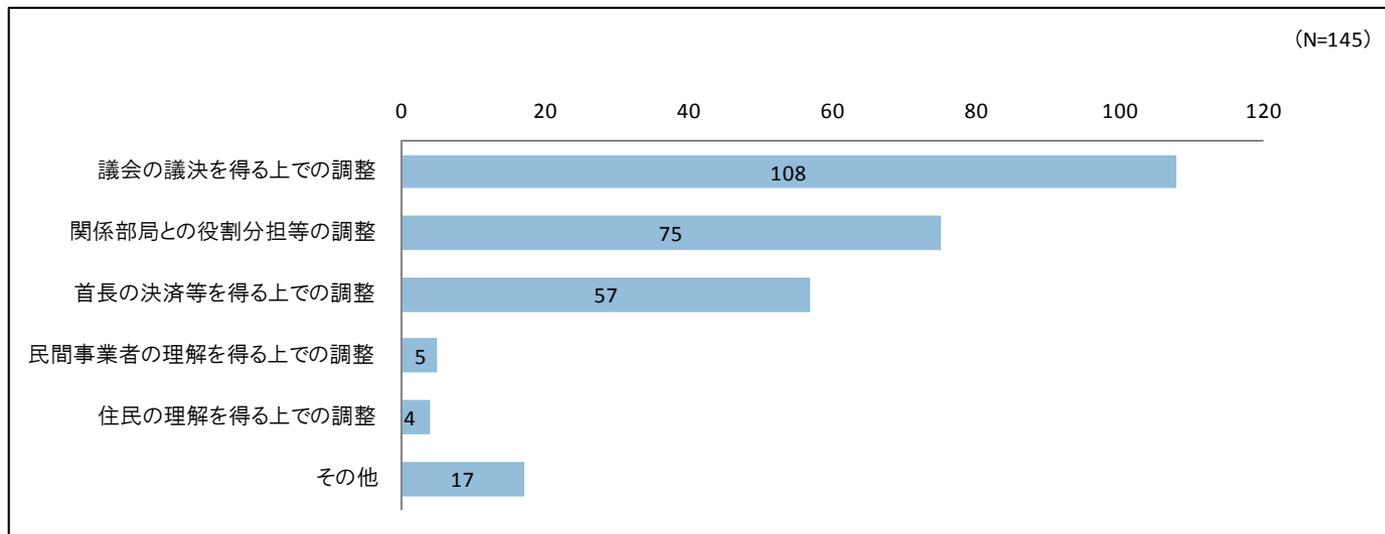


○優先的検討規程策定にあたり、複数人数での検討が必要であったと回答した団体が77.4%であった。また、3人以上が必要となったと回答した団体が51.1%と過半数を占めた。
 ○優先的検討規程策定にあたり、半年以上を要したと回答した団体が52.2%と過半数を占めた。

(参考)地方公共団体へのアンケート結果③

優先的検討規程を策定する上での事務負担量について(2)

○規程の策定に当たり関係者間との調整に時間を要したもの(複数回答可)



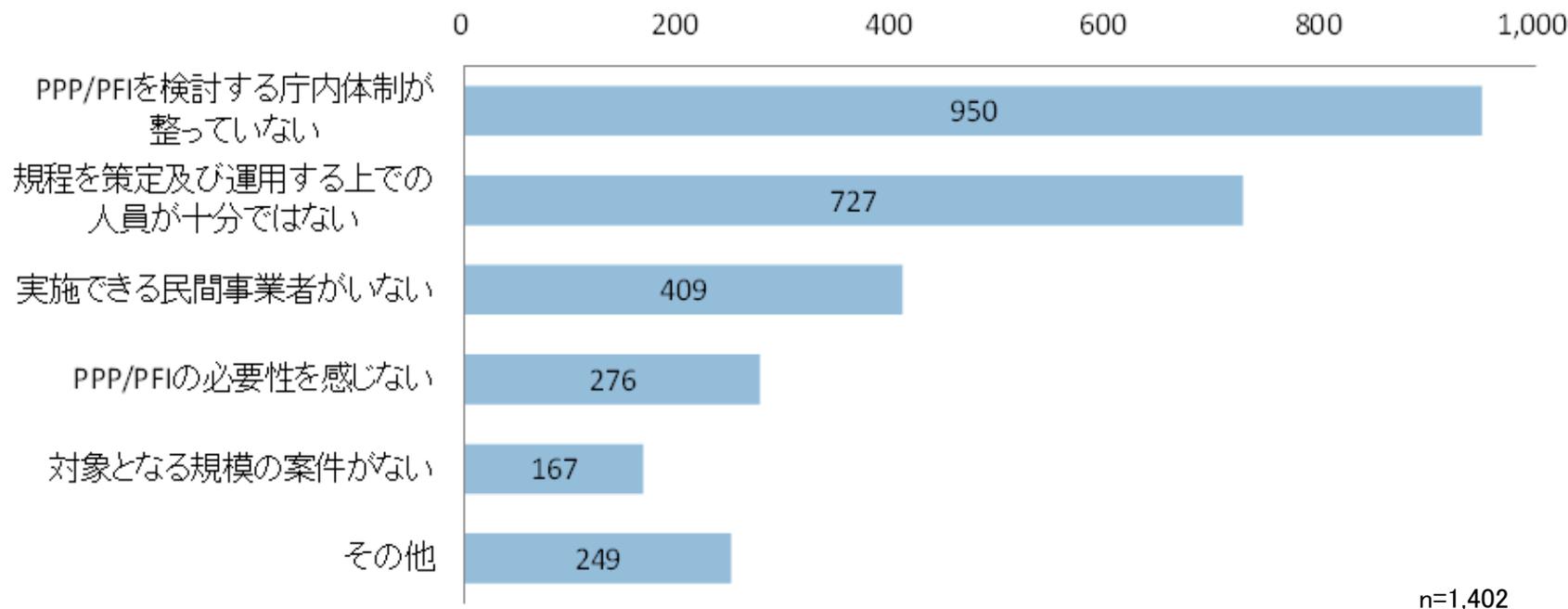
○上記の課題に対して工夫を施した点

庁内関係部局で構成する「社会資本整備推進会議」の専門部会を活用し、規程案の検討を進めた
事業所管部局と積極的にコミュニケーションをとり策定を進めた
内閣府の専門家派遣制度を利用し、PPP・PFIの概要や導入の必要性等を庁内で説明した
有識者会議を設置し、提出された意見書をベースとし、議会や区民の意見を反映して策定した

○規程策定にあたり、議会の議決を得る上で時間を要した団体が多かった。
⇒規程を策定した際の工夫点については今後横展開を図り、策定の参考となるようにする。

(参考)地方公共団体へのアンケート結果④

「優先的検討規程を策定しない」と回答した地方自治体の理由



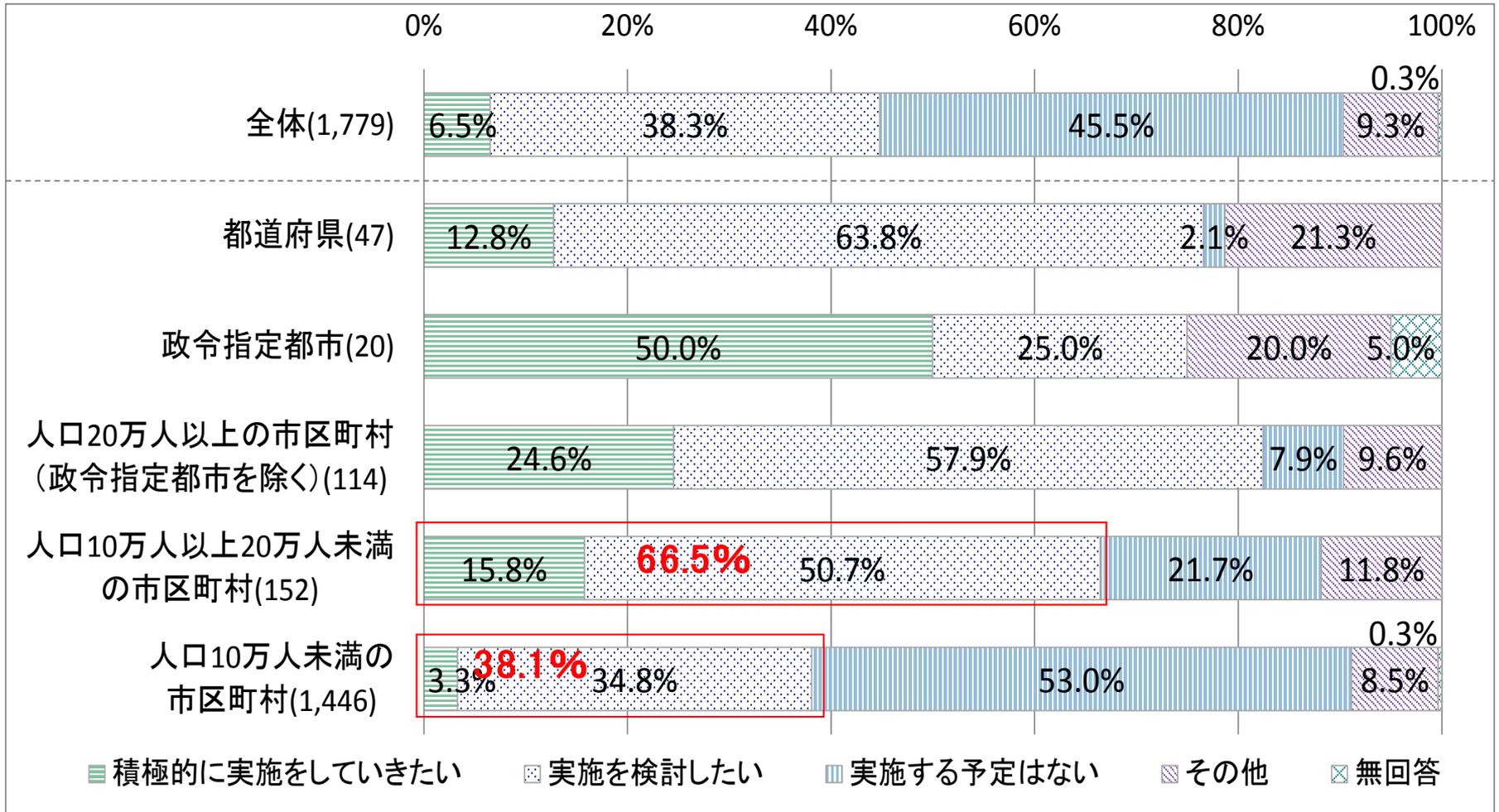
○策定予定のない地方公共団体(主に人口20万人未満)が策定しない理由として、「検討する庁内体制が整っていない」、「規程を策定及び運用する上での人員が十分ではない」との回答が多かった。

⇒内閣府としては、優良事例の横展開を図るとともに、専門家派遣やワンストップ窓口等による実務支援を行い、地方公共団体の取組を支援・推進する。

(参考)地方公共団体へのアンケート結果⑤

※前回(平成28年度中間フォローアップ)アンケート結果

PPP/PFIを実施する必要性について



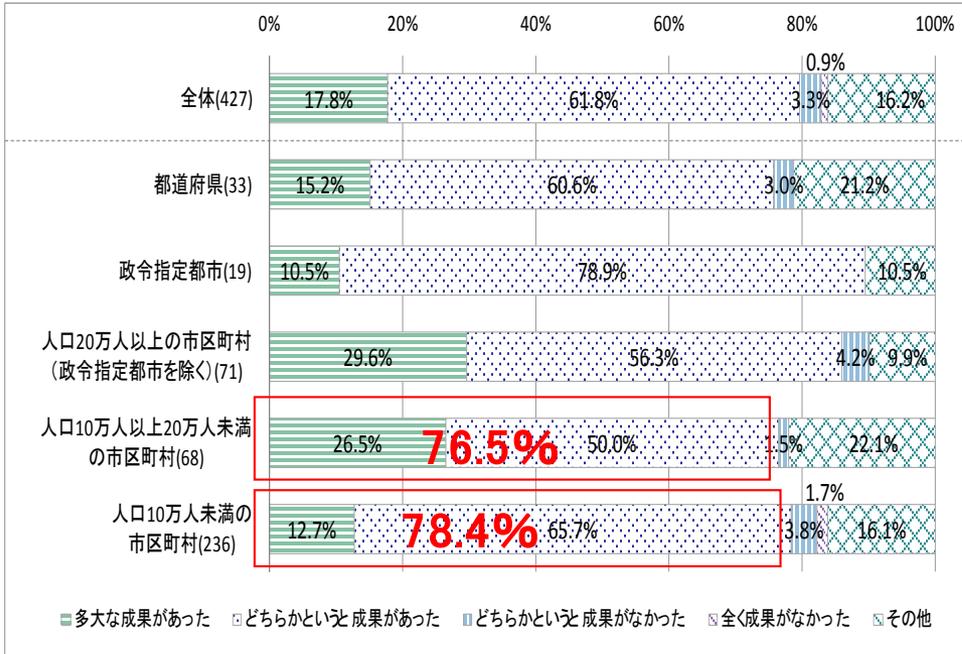
○ PPP/PFIを積極的に実施していきたい、実施を検討したいと回答した団体が多かった。
(人口20万人未満の地方公共団体においては40.8%)

(参考)地方公共団体へのアンケート結果⑥

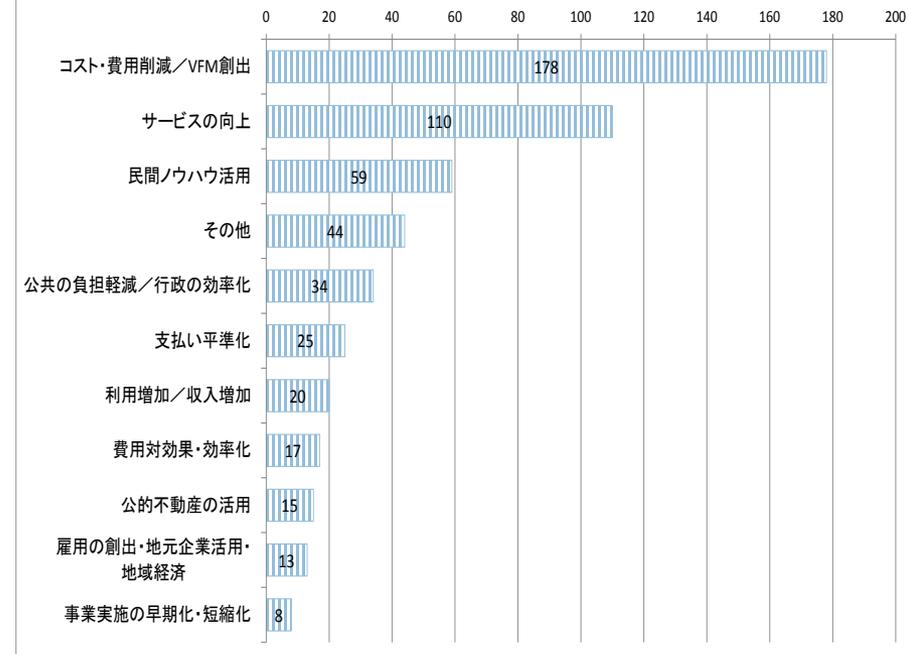
※前回(平成28年度中間フォローアップ)アンケート結果

PPP/PFIを実施した成果について

成果についての認識



成果を感じている点



○PPP/PFIを実施した際に成果があったと回答した団体が多かった。

(人口20万人未満の地方公共団体においては78.0%)

○成果を感じている内容としてはコスト削減、サービスの向上と回答した団体が多かった。

4. アクションプランの見直しについて

アクションプランの見直し

○計画部会における優先的検討に関する意見について、対応方針案を整理

意見内容	対応方針案
優先的検討規程において、民間提案を標準化する記載を追記することが必要	今後内閣府で実施する民間提案活用の支援事業を通じて、その中で、優先的検討規程における民間提案の扱いを精査し、優先的検討部会で議論する。必要に応じて優先的検討指針や優先的検討規程策定の手引を改定する
優先的検討のさらなる推進のためには、地方公共団体に対して何かしらの強制力又はインセンティブを働かせることが必要であり、その方法について検討することが必要	優先的検討の推進のため、平成28年度から、優先的検討の策定及び運用を行う地方公共団体等への支援を実施しており、平成29年度は人口20万人未満の地方公共団体に対しても同様の支援を実施する予定
優先的検討規程の人口規模要件を撤廃し、対象をすべての地方公共団体にすべきであり、また、小規模自治体へはノウハウ面での支援制度の拡充が必要	平成29年度は、優先的検討規程の運用状況等をフォローアップした上で、課題等への対応を検討するとともに、人口20万人未満の地方公共団体における優先的検討規程の策定、運用上の課題を踏まえた上で、具体的な適用拡大の方法について検討を行っていく
優先的検討規程の策定段階における、庁内等での課題や、解決方法についてのフィードバックをすることが必要	優先的検討規程策定状況のフォローアップの中で確認しており、その内容については全地方公共団体にフィードバックする予定である
優先的検討規程の運用状況について随時公表することが必要	運用状況について、定期的に公表する予定である

(参考)PPP/PFI推進アクションプラン見直しの考え方

PPP/PFI推進アクションプラン〈構成〉

平成28年5月18日 PFI推進会議決定

1. 趣旨

2. PPP/PFI推進に当たっての考え方

- (1) 基本的な考え方
- (2) 事業類型ごとの進め方
 - ① 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(類型Ⅰ)
 - ② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業(類型Ⅱ)
 - ③ 公的不動産の有効活用を図るPPP事業(類型Ⅲ)
 - ④ その他のPPP/PFI事業(類型Ⅳ)

3. 推進のための施策

- (1) **実効性のある優先的検討の推進**
- (2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進
- (3) 民間提案の積極的活用
- (4) 情報提供等の地方公共団体に対する支援
- (5) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
- (6) その他

4. 集中取組方針

- (1) 目標設定の考え方
- (2) 重点分野と目標
 - ① 空港、② 水道、③ 下水道、④ 道路、⑤ 文教施設、⑥ 公営住宅、⑦ その他

5. 事業規模目標

- (1) 目標設定の考え方
- (2) 目標

6. PDCAサイクル

7. その他

アクションプラン見直しの考え方

○見直し対象

- ・推進のための個別施策について、その進捗状況を踏まえた上で、必要な施策を追加
- ・優先的検討部会、事業部会の議論を踏まえた施策の追加
- ・その他推進施策について追加

○見直し対象

- ・経済財政諮問会議、未来投資会議、PPP/PFI推進タスクフォースでの議論を踏まえて見直し

(参考)アクションプラン改定のスケジュール

	計画部会	PFI推進委員会
2月23日 (済)	第5回計画部会 アクションプラン進捗状況の確認(関係省庁ヒアリング①) ※関係省庁宛アクションプラン進捗状況の調査票の発出(12月末)	
3月14日 (済)	第6回計画部会 計画部会構成員からの御意見聴取	
3月24日 (済)		第43回PFI推進委員会 計画部会中間報告、事業部会報告等
4月21日	第7回計画部会 アクションプラン推進施策の確認(関係省庁ヒアリング②)	
5月12日	第8回計画部会 アクションプラン改定案の審議	
5月25日		第44回PFI推進委員会 計画部会報告(アクションプラン改定案の審議) ※その後、PFI推進会議にて、改定案の決定

※アクションプラン改定案の作成に当たっては、経済財政諮問会議、未来投資会議、PPP/PFI推進タスクフォース等と連携を図る。